

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する条例の一部を改正する条例案

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の2の2第1項第4号中「いう。）」を「いう。）、水銀使用製品産業廃棄物（同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。）又は水銀含有ばいじん等（同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に水銀使用製品産業廃棄物（この条例による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第23条の2の2第1項第4号に規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。以下同じ。）又は水銀含有ばいじん等（同号に規定する水銀含有ばいじん等をいう。以下同じ。）を自ら保管している者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の保管に係る事業場についてこの条例による改正前の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第23条の2の2第1項又は第2項の規定による届出書の提出をした者（施行日から1月以内に当該事業場において水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の保管をしなくなる者を除く。）に限る。）に対する改正後の条例第23条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「者は、当該届出書に係る同項第1号から第5号までに掲げる事項に変更が

あったときは」とあるのは「者は」と、「その旨」とあるのは「第23条の2の2第1項第4号に規定する水銀使用製品産業廃棄物又は同号に規定する水銀含有ばいじん等の保管に係る事項」と、同条第2項中「者は、当該届出書に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは」とあるのは「者は」と、「その旨」とあるのは「第23条の2の2第1項第4号に規定する水銀使用製品産業廃棄物又は同号に規定する水銀含有ばいじん等の保管に係る事項」とする。

- 3 改正後の条例第23条の2の2第1項の規定による届出書の提出及び水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る改正後の条例第23条の2の3第1項前段（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による変更の届出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 4 市長は、前項の規定により改正後の条例第23条の2の2第1項の規定の例による届出書の提出又は水銀使用製品産業廃棄物若しくは水銀含有ばいじん等に係る改正後の条例第23条の2の3第1項前段の規定の例による変更の届出があった場合には、この条例の施行前においても、改正後の条例第23条の2の4第1項の規定の例により勧告をすることができる。
- 5 改正後の条例第23条の2の4第2項の規定の適用については、前項の規定による勧告は、同条第1項の規定による勧告とみなす。

平成29年5月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

産業廃棄物の保管に関し届け出るべき事項を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 (抄)

(産業廃棄物の保管の届出)

第23条の2の2 事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の2週間前までに、当該保管に係る事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)-(3) 省 略

(4) 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物 (政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。)、**水銀使用製品産業廃棄物** (同号ロに規定する**水銀使用製品産業廃棄物**をいう。)**又は水銀含有ばいじん等** (同項第2号ホに規定する**水銀含有ばいじん等**をいう。)) が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。) 及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画

(5)-(6) 省 略

2 - 3 省 略